



特別支援学校

知的障害教育校総合補償制度

(こども総合保険)

特別支援学校(知的障害教育校)で約3人に1人が加入しています!

※加入実績 36,896人(2024年実績)



オンラインでも
お申込み
いただけます!!

個人賠償



友だちのメガネを
つかんで壊してしまった!

トラブル被害
対応補償



弁護士に依頼が必要に!

PTAで
ご加入いただくと

約**34.9%**
割引*

傷害補償



廊下を走って転び
ケガをした!

個人賠償



インターネットプリント中に
コピー機を壊してしまった

育英費用

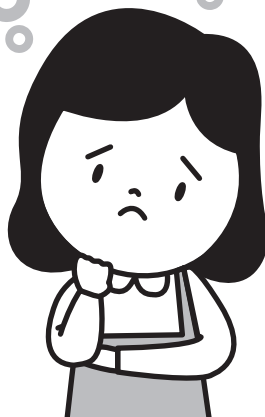


扶養者が事故に!!

個人賠償



自宅で学校貸与端末を
誤って壊してしまった!



大切なお子さまを
1日24時間、補償!

学校でのケガはもちろん、学校が休みの日や
登下校中のケガも補償します。

保険料の払込みは口座振替(年1回)で翌年からは自動更新

申込方法	加入依頼書申込み	オンライン申込み
申込締切日	2025年5月7日(水)	2025年5月23日(金) 申込み完了まで
補償期間(保険期間)	2025年6月1日午前0時から2026年6月1日午後4時まで	
掛金口座振替日	2025年7月14日(月) ※お申込みの時期によって口座振替日が翌月になる場合があります。	

申込締切日以降もお申込可能ですが、補償開始日時の詳細はパンフレットの取扱代理店までお問い合わせください。

・ 関東地区代理店 (株)永田事務所

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1丁目14 第2東ビル717

TEL 03-5244-4007 FAX 03-5244-4008

ご加入いただく皆様へ

本書裏面の補償概要および別紙の重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」など)が記載されている部分については、その内容を必ずご確認ください。なお、この補償制度に関するお問合せは、上記の取扱代理店または本書裏面の引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、上記の取扱代理店までお問い合わせください。

*割引率について: このパンフレットで案内している保険商品の算出基準である保険料(加入者数20名未満の団体における保険料)に対しての割合を示します。適用される割引率は前年度の加入者数等に応じて決定します。

『主な補償内容のご案内』

(補償内容の詳細は、5ページの「補償概要」をご覧ください。)

プランによってセットされている補償項目や保険金額が異なります。ご加入プランを選ばれる際は、セットされている補償項目をプラン表でご確認ください。

■基本補償

●個人賠償責任補償

お子様やそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。受託品賠償は時価額を限度に補償します。

※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。

※ご家族の対象範囲の詳細は5ページの補償概要をご確認ください。

※被害者からの損害賠償請求に対して、保険会社は被害者との示談、調停などの法律行為を行うことはできませんが、その解決にあたるための助言、協力を行います。

※物損事故の場合は時価額となります。



●傷害(ケガ)補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故により、お子様がケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。



●育英費用補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。

●トラブル被害対応補償

お子さまがいじめ、SNS上での誹謗中傷やストーカーなどの被害(※1)を受けて届出・相談等(※2)を行った場合に初期対策費用、カウンセリング費用、法律相談費用、弁護士費用等、訴訟関連費用を補償します。対象となる被害の内容、各費用の支払条件や支払限度額等は補償概要をご確認ください。

(※1)初年度契約で、「いじめ」・「名誉き損またはプライバシーの侵害」・「ストーカー被害」については、届出・相談日が補償期間の開始日を含めて90日以内であるときは補償の対象となりません。

(※2)弁護士等への法律相談の申込・委任、警察への届出・告訴状の提出、いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談をいいます。

■特約補償

プランによってセットされている補償が異なりますのでご注意ください。

●細菌性食中毒補償

お子様が摂取したものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●熱中症補償

お子様が日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●特定感染症補償

お子さまが補償期間中に法令で定める特定感染症(一类～三类感染症等)(注)を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

※初年度契約の場合、補償期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症は補償の対象になりません。

(注)「特定感染症」の詳細は用語のご説明をご確認ください。

- ① ご記入日をご記入ください。
- ② 保護者の住所・電話番号・メールアドレス・性別・生年月日をご記入のうえご署名ください。
- ③ C5・D5プランをご選択された場合にご記入ください。
- ④ お子さまの氏名・性別・生年月日をご記入ください。
- ⑤ 学校名を正式名称でご記入ください。
- ⑥ 2025年4月時点の学年に○印をお付けください。
- ⑦ ご加入プランに○印をお付けください。

加入依頼書/預金口座記入例

保険会社用 加入依頼書		サブコード: 00000000
全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会 御中		加入日: 2025.04.30
〒123-0100 (目下連絡先) メールアドレス: abc@xxx.jp		QRコード
C5・D5をご選択された場合は「扶養者・続柄」の記載が必要です。掛金には制度運営費200円が含まれます。		お申込みについて
金融機関お届出印をご提出ください。		※記入例をご参照いただきご記入ください。訂正印は解明ご提出ください。訂正印は「二重線」で消してください。
ご記入日: 2025年4月30日		いづれかの口座をご指定ください。
ご加入プラン: C5 (15,000円)		※訂正印は解明ご提出ください。

会社使用欄	団体名: 全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会	委託者番号: 07752	加入者番号: AIG
会社使用欄	代理店・扱者/仲立人: (所定のゴム印使用)	預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(取印)	
ご指定口座	ゆうちょ銀行以外の場合	ご指定口座	ゆうちょ銀行の場合
永愛 丸の内	永愛 丸の内	永愛 丸の内	永愛 丸の内
この部分は記入不要です	この部分は記入不要です	この部分は記入不要です	この部分は記入不要です
永愛 太郎	永愛 太郎	永愛 太郎	永愛 太郎
永愛 太郎	永愛 太郎	永愛 太郎	永愛 太郎

- ⑧ ゆうちょ銀行以外の場合
ご指定口座の金融機関・支店名・口座番号・口座名義人をご記入の上、金融機関お届出印をご捺印ください。
- ※支店名の記入間違いにご注意ください。
- ※口座名義人のフリガナも必ずご記入ください。
- ⑧ ゆうちょ銀行の場合
通帳記号・通帳番号・口座名義人をご記入の上、金融機関お届出印をご捺印ください。
- ※口座名義人のフリガナも必ずご記入ください。

※お客さま控(3枚目)をお手元に保管し、保険会社用(1枚目・2枚目)をご提出ください。

補償期間
(保険期間)

2025年6月1日午前0時から2026年6月1日午後4時まで

※上記補償期間開始以降もお申しいただくことが可能となります。お気軽に取扱代理店まで問い合わせください。

おすすめプラン

プラン表(補償項目/保険金額)		D5プラン (1年間補償)	C5プラン (1年間補償)	B5プラン (1年間補償)	A5プラン (1年間補償)	
<約34.9%割引後の掛金> 1年分の制度掛金 (一時払)		20,000円	15,000円	10,000円	8,000円	
基本補償	個人賠償責任 (1事故あたり支払限度額)	3億円	1億円	3,000万円	3,000万円	
	育英費用 (一時金) ★	500万円	300万円	補償されません	補償されません	
	トラブル被害対応補償 (保険年度あたり支払限度額)	500万円	300万円	補償されません	補償されません	
	傷害(ケガ)補償	死亡保険金 ★ ■●▲	496万円	343.2万円	249.9万円	121.9万円
		後遺障害保険金 ★ (障害の程度によって) ■●▲	死亡保険金の4~100%	死亡保険金の4~100%	死亡保険金の4~100%	死亡保険金の4~100%
		入院保険金 ★ 日額(180日限度) ■●▲	6,000円	4,400円	3,600円	3,000円
		手術保険金 ★ (1事故あたり1回) ■●▲	(入院中) 60,000円 (入院中以外) 30,000円	(入院中) 44,000円 (入院中以外) 22,000円	(入院中) 36,000円 (入院中以外) 18,000円	(入院中) 30,000円 (入院中以外) 15,000円
通院保険金 ★ 日額(90日限度) ■●▲	3,000円	2,500円	2,000円	2,000円		
特約補償	地震・噴火・津波補償 【補償範囲を拡大する特約】	★の項目が補償対象となります	★の項目が補償対象となります	★の項目が補償対象となります	補償されません	
	熱中症補償 【補償範囲を拡大する特約】	■の項目が補償対象となります	■の項目が補償対象となります	■の項目が補償対象となります	■の項目が補償対象となります	
	細菌性食中毒補償 【補償範囲を拡大する特約】	●の項目が補償対象となります	●の項目が補償対象となります	●の項目が補償対象となります	●の項目が補償対象となります	
	特定感染症補償 【補償範囲を拡大する特約】	▲の項目が補償対象となります	▲の項目が補償対象となります	▲の項目が補償対象となります	▲の項目が補償対象となります	

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「補償されません」と記載されている場合は補償対象となりません。
 ※各プランの保険金額、掛金は、過去の実績等をもとに加入者 10,000 名以上の場合の団体割引を適用したものです。
 (注)掛金には制度運営費 200 円が含まれています。

個人情報の取扱いについて

契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校などに提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

次の場合、ただちに取扱代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。

- 補償期間(保険期間)中にこの保険の対象となる事故などにあわれた場合は、事故の日から30日以内にご連絡ください。その後の手続きについてご案内します。
- 後日お届けする加入者証の記載内容に変更があった場合(住所変更・転校・転園など)は必ずご連絡ください。住所変更のご連絡をいただけない場合、重要なお知らせが届けできなくなることがあります。
- 当制度は団体の構成員(会員)を対象としており、転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなる場合は、脱退等の手続きが必要となるため必ずご連絡ください。

以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。なお、パンフレットに記載の各プラン(特約の組み合わせ)の内容を変更(一部の特約の追加・削除)してのご契約はできませんので、ご了承ください。【個人賠償責任補償・育英費用補償等】

個人賠償

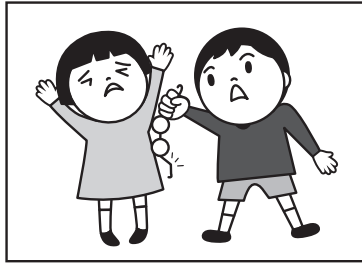
誤って他人の物を壊してしまったり、お友達にケガをさせてしまった…
他人の物や体を傷つけたことで、**法律上の損害賠償責任を負った場合**に補償します。
※借家などご自身で管理している居室部分は補償対象となりません。



＜お支払例①＞

自転車で35歳男性と衝突し、男性は脳挫傷を負い終身常時介護が必要となった。

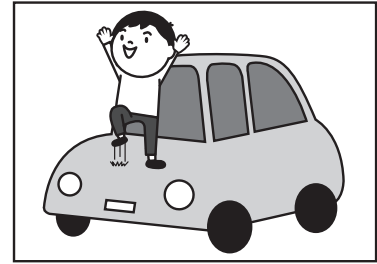
保険金合計/1億3,000万円



＜お支払例②＞

友達のメガネが欲しくなり、うしろから取り上げたとき折ってしまった。

保険金合計/19,000円



＜お支払例③＞

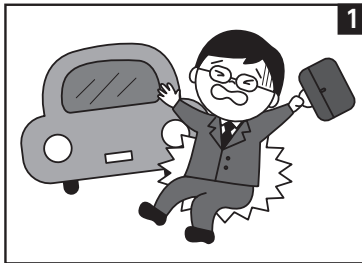
近隣の駐車場にある車のボンネットに乗り、飛び跳ねてへこませた。

保険金合計/260,000円

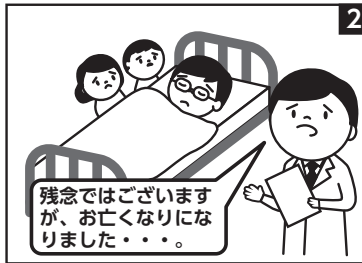
育英費用

お父さんが交通事故で重度の後遺障害を負ってしまった…

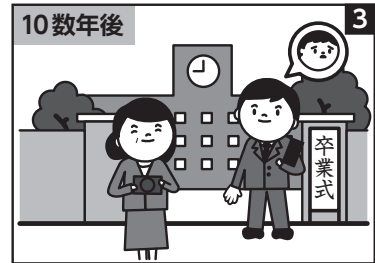
扶養者が万が一の事故で死亡や重度の後遺障害を負った際に、育英費用補償(一時金)をお支払いします。



1



2



10数年後

3

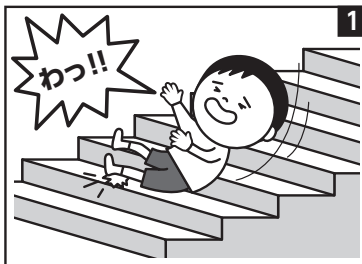
＜お支払例＞

扶養者である父親が、仕事上の事故で死亡した。

保険金合計/5,000,000円(育英費用補償)

ケガ

毎日の学校生活だけでなく、放課後等デイサービスやショートステイの利用、地域活動への参加など、過ごし方は様々。学校が休みの日も含めて24時間補償します。



1



2



3

＜お支払例＞

放課後等デイサービスを利用している間に、転倒し足を捻挫。10日間通院した。

保険金合計/30,000円(通院保険金 3,000円×10日)

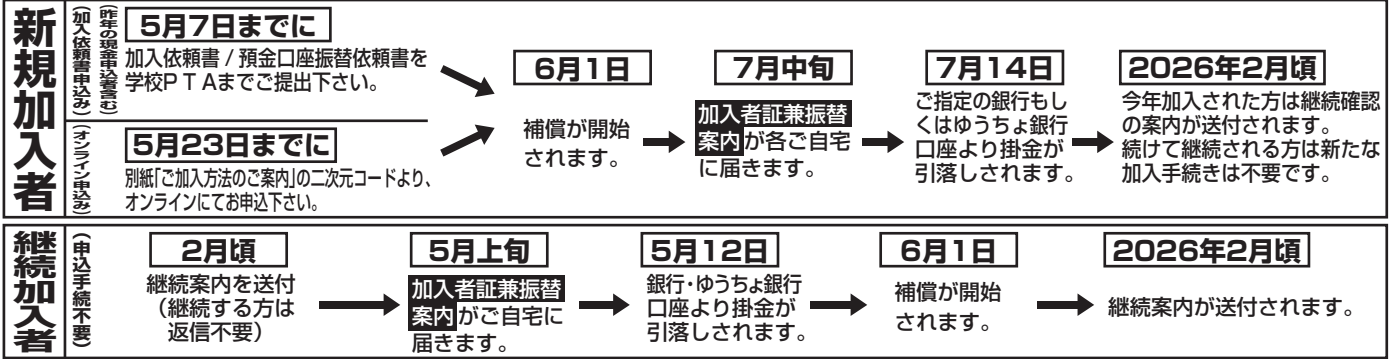
加入依頼書で新規に申込みされる方・昨年は現金で申込みされた方は
別紙加入依頼書・預金口座振替依頼書に記入捺印の上、3枚目のお客さま控を取って

5月7日(水)までに 各学校単位PTAにご提出願います。

- **5月10日頃**に各学校単位PTAにて集計のうえ各地区担当取扱代理店あて加入依頼書を送付します。
- 保険期間は2025年6月1日午前0時(継続加入の方は午後4時)から2026年6月1日午後4時です。
- お申込みにあたっては、パンフレットのプランに印をつけて、加入依頼書お客さま控、重要事項説明書とともにお手元に必ず保管してください。

制度掛金の振替日は**7月14日(月)**です。

ご加入の流れ



加入済みで口座振替で掛金を払い込まれた方は卒業まで申込みの必要はありません。



在学中は特にお申出が無い限り毎年自動更新※されますので再度加入依頼書をご提出いただく必要はありません。本年度分(2025年6月1日から1年間)の加入者証兼振替案内が5月上旬にご自宅へ郵送されますので保管してください。
 ※本制度は1年ごとの自動更新となります。加入者数の増減や保険金支払実績等に応じて割引率が変更となる場合や、補償制度の充実のために団体契約者と引受保険会社の合意により新たな補償内容に変更する場合がございます。これらの変更により補償金額(保険金額)・掛金(保険料)が変更となる場合がございます。変更後の補償金額(保険金額)・掛金(保険料)は更新案内にてご案内いたします。変更後の補償内容で継続を希望されないお客さまはご連絡頂けますようお願いいたします。ご連絡がない場合、加入時の自動更新の意思に基づき契約は変更後の内容で自動的に更新されます。

制度掛金の振替日は5月12日(月)です。

知的障害教育校総合補償制度(こども総合保険)の補償概要

下記、補償概要については、主な場合を記載しております。詳細については、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

補償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>●個人賠償責任補償(国内外補償)</p> <p>●個人賠償責任補償条項の一部変更</p> <p>●受託品賠償責任補償</p>	<p>被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物(情報機器などに記録された情報を含みます。)に損害を与えたり、国内で電車など(※)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人(加入者証記載の被保険者)の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 <p>受託品(被保険者が他人から借りたり預かったりしている財物をいいます。)については、本人の住宅内に保管している間、または一時的に住宅外に持ち出している間の事故により生じた損壊などに限ります。 (※)電車・モトローラーなどの軌道上を走行する乗用車をいいます。</p> <p>お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●損害賠償金(1事故につきご加入の個人賠償責任保険金額限度。ただし、情報機器などに記録された情報の滅失などにかかる損害については、個人賠償責任保険金額または500万円のいずれか低い金額が限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) <p>(注1)受託品に含まれない主な物は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通貨、貴金属、宝石、書画、美術品、自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車、船舶(ヨット・モーターボート等を含みます。)、動物、植物、データなどの無体物 ●スキー、ダイビング、ハンググライダー、搭乗、ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具 など <p>(注2)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。なお、受託品についての損害賠償金は、その受託品の時価額(※)を超えないものとします。</p> <p>(注3)学校の管理下中やクラブ活動中に、定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、その場合補償の対象となりません。</p> <p>(※)受託品と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。</p> <p>被保険者の範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> ①本人(加入者証記載の被保険者をいいます。) ②本人の親権者 ③本人の配偶者 ④①から③までの同居の親族 ⑤①から③までの別居の未婚の子 ⑥本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。 ⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 	<p>次の事由によって生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)、遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)、の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車、船舶、航空機などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 <p>など</p> <p><受託品にかかわる保険金をお支払いしない主な場合> 上記に加えて、次の事由によって生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車の無資格運転・酒気帯り運転・麻薬などを使用している運転中に被ったケガ ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電氣的事故、機械的故障 ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用したこと <p>など</p>
<p>●育英費用補償(国内外補償)</p>	<p>扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、育英費用保険金額の全額をお支払いします。 (注1)同種の補償・特約をセットしたご契約が他にもある場合には、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額が複数のご契約を通算してのお支払いの限度額となります。</p> <p>(注2)「育英費用補償」は、次の場合に効力を失います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育英費用保険金をお支払いした場合 ・被保険者が独立して生計を営むようになった場合 ・被保険者が扶養されなくなった場合 	<p>次の事由によって生じたケガなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車の無資格運転・酒気帯り運転・麻薬などを使用している運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●妊娠・出産・早産 ●地震・噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。) ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 ●扶養者が死亡または重度の後遺障害状態となった時に、被保険者を扶養していない場合 <p>など</p>
<p>●トラブル被害対応補償(国内のみ補償)</p>	<p>被保険者が次のいずれかの被害を受けて届出・相談等(※1)を行った場合に負担した費用をお支払いします。(※2)(各費用の合計額について、保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①いじめ ②名誉き損またはプライバシーの侵害 ③ストーカー行為 ④性犯罪行為 ⑤行方不明 ⑥他人の暴力行為または不当な身体の拘束 ⑦自転車事故 ⑧消費者被害(※3) <p>(※1)「届出・相談等」とは、日本国内での次のいずれかの行為をいいます。</p> <p>ア.警察への届出・告訴状の提出 イ.弁護士等への法律相談の申込・委任 ウ.いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談</p> <p>(※2)届出・相談日(届出・相談等を最初に行った日)が保険期間中である場合に限りです。 (※3)5万円以上の物品・サービスを購入したことに伴う被害に限ります。</p> <p>お支払いする保険金 次の費用の額をお支払いします。</p>	<p>次の事由によって生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為(被害を原因とする自殺については、保険金をお支払いします。)、犯罪行為、闘争行為 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●ストーカー行為のほう助、容認、誘発 ●親族から受けた被害 ●①から③までの被害について、初年度契約の場合に、届出・相談日が保険期間の開始日を含めて90日以内であるときの費用 ●④から⑧までの被害について、被害が発生した時が初年度契約の保険期間の開始日より前であるときの費用 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 <p>など</p>

…次頁へつづく

<p>…前頁つづき</p> <p>●トラブル被害対応補償 (国内のみ補償)</p>	<p>●初期対策費用：次のいずれかの費用(※1)(保険年度ごとに10万円限度) ア.②から⑥までの被害への対策のための、住宅への防犯装置の設置・住宅改造またはドアロックの交換の費用 イ.⑤の被害による被保険者の捜索に伴う、ポスター・ビラ作成または探偵への依頼等の費用 ウ.①から⑥までの被害による転校に伴う、制服・体操服・靴・教材等の購入費用(学校から購入指示があったもの)または入学金 ●カウンセリング費用：臨床心理士・公認心理師にカウンセリングを受けたことにより発生した費用(※2)(保険年度ごとに10万円限度) ●法律相談費用：法律相談を行ったことにより発生した費用(※2)(※3)(保険年度ごとに10万円限度) ●弁護士費用等：弁護士等への委任費用、和解等のために必要とした費用(※3)(※4) ●訴訟関連費用：訴訟のために必要とした、訴訟費用・弁護士等への委任費用等(※3)(※4)(※5) (※1)届出・相談日を含めて180日以内に発生した費用に限りします。 (※2)届出・相談日を含めて365日以内に発生した費用に限りします。 (※3)事前に当社の同意を得た場合に限りします。 (※4)届出・相談日を含めて3年以内に弁護士等への委任が開始された場合に限りします。 (※5)弁護士等が出席の上で相手方当事者と示談交渉を試みたものの解決が得られない場合に限りします。</p>	
<p>●傷害補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒補償セット</p>	<p>○死亡保険金…被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。 (注)同一保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から控除してお支払いします。 ○後遺障害保険金…被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、ご加入の死亡保険金額が限度となります。 ○入院保険金…被保険者がケガにより入院した場合に、[ご加入の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内(※)の入院が対象) (※)入院保険金支払限度日数短縮特約がセットされた場合、入院保険金をお支払いする日数は、事故日を含めて180日以内の入院のうち45日を限度とします。 ○手術保険金…被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回程度) ①入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ②①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5] ○通院保険金…被保険者がケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご加入の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日程度(※2)) (※1)骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギブスなど(※3)を常時装着した状態をいいます。 (※2)通院保険金支払限度日数短縮特約がセットされた場合、通院保険金をお支払いする日数は、事故日を含めて180日以内の通院のうち45日を限度とします。 (※3)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。</p>	<p>次の事由によって生じたケガなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。):原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。) ●特に危険な運動中のケガ(ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 <p>など</p>
<p>●熱中症危険補償 (国内外補償)</p>	<p>急激かつ外来の日射または熱射による身体障害に対して、以下の【対象となる保険金】のうちご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。 【対象となる保険金】 「傷害補償」「死亡・後遺障害・入院・手術・通院」の保険金</p>	<p>「傷害補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ</p>
<p>●特定感染症補償 (国内外補償)</p>	<p>被保険者が保険期間中に特定感染症を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院に対して、それぞれ後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。(各保険金をお支払いする場合の要件は、傷害補償と同様です。)なお、【入院保険金支払限度日数短縮特約】または【通院保険金支払限度日数短縮特約】がセットされている場合であっても、この特約に基づく入院保険金または通院保険金の支払限度日数は短縮されません。</p>	<p>次の事由によって発病した特定感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症(初年度契約の場合) ●次の事由によって発病した特定感染症 ①故意または重大な過失②自殺行為、犯罪行為、闘争行為③地震・噴火またはこれらによる津波④戦争・革命・内乱・暴動⑤放射線照射・放射能汚染 など

【用語の説明】補償概要中の主な用語は、下記をご覧ください。

用語	説明
あ 医師	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か 危険な運動	ビックル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
ケガ	<p>急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。 (注)ごとも総合保険の次の保険金については、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含みます。 【死亡・後遺障害・後遺障害追加支払・入院・手術・通院・傷害医療費用・入院一時金・救援者費用】 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。</p>
後遺障害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ 細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
自己負担額	補償の対象となる事由が生じた場合に被保険者の自己負担となる金額をいいます。
重度の後遺障害	後遺障害の程度が普通保険約款別表に定める割合で100%のもの(同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、普通保険約款または特約に定める規定により、100%に認定されるもの)をいいます。 例：両眼の失明、咀嚼および言語の機能の全廃…など
手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
初年度契約	各特約において、その特約を初めてセットした契約をいいます。また、継続契約に該当しない契約も含みます。
た 同一の病気	次のいずれかに該当する場合をいいます。(後の病気は前の病気と同一の病気とみなします。) ・入院が終了した日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合 ・入院をしなければならなかった場合は、病院等でその病気の治療を最後に受けた日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合
特定感染症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から三類感染症および指定感染症(注)をいいます。なお、一類感染症から三類感染症には以下のような感染症があります。(2023年5月現在) エボラ出血熱、結核、SARS、O157感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9亜型に限りします。) (注)政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限りします。
は 配偶者	婚姻の相手方をいいます。なお、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(ただし、これらの事情・状態にあることを、書面などにより確認できる場合に限りします。)
発病	医師の診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
被保険者	保険の対象となる方をいいます。
扶養者	お子さま(被保険者)の生活費および学業費用を負担して生計を支えている親権者で、保険加入時にご指定いただいた方をいいます。
保険期間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
保険年度	①保険期間に1年未満の端日数がない場合 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応日から順次1年間ずつをいいます。 ②保険期間に1年未満の端日数がある場合 初年度については保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

●引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しております。
全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会事務局 〒105-0012 東京都港区芝大門1-5-3 ヤマシタ芝大門ビル5階 TEL.03-3433-7651

引受保険会社 〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル15F TEL.03-5401-3570 FAX.03-6694-8208
AIG損害保険株式会社 東京第三プロチャネル営業部 <https://www.aig.co.jp/sonpo> 受付時間:土・日・祝日・年末年始を除く(午前9時~午後5時)

このパンフレットは総合補償制度の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。(S-250089 2026-05)